

あけまして
おめでと
うござい
ます



税務と経堂

編集発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 0724(31)1644

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

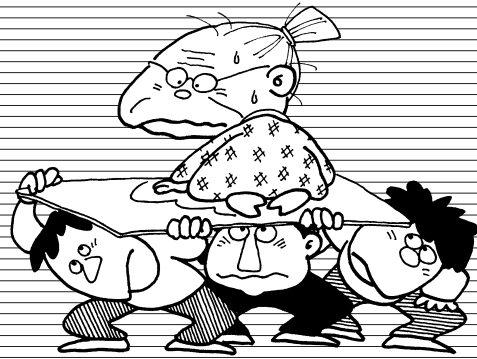
ワンポイント 入湯税

正月ぐらい温泉にゆったりつかりたいと思っている方も多いでしょう。ところで、鉱泉浴場所在の市町村が、鉱泉浴場の入湯客に対し課税するのが「入湯税」です。税率は、入湯客1人1日について150円。環境衛生施設や観光の振興等の費用に当てられる目的税で、平成15年度で252億円の税収にのぼっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）
1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日

高齢化、地方分権と税



わが国の高齢化は、現役世代の年金負担額の増大や労働力の減少などさまざまな問題を抱えています。ここでは税との関係を見ますが、ここでは税との関係を見るとともに、年初にあたり、国の収入の実態と、地方分権と税の関係についても簡単にまとめました。

■ 1 ■ 世界最高の高齢者比率

日本の六五歳以上の高齢者が昨年二、五五六万人となり、高齢者

割合が初めて二〇%に達し、世界最高水準となっています(図表1)。そのうえ、少子化も進展し、わが国の女性一人が生む平均子供数(合計特殊出生率)は、平成十六年には、一・二九にまで下がっています。

年金制度は、現役世代が高齢世代を支える世代間扶養となつているので、図表2のように負担が重くなつてくると、社会保険料のみでは解決できず、税金からの負担が徐々に高まっています。

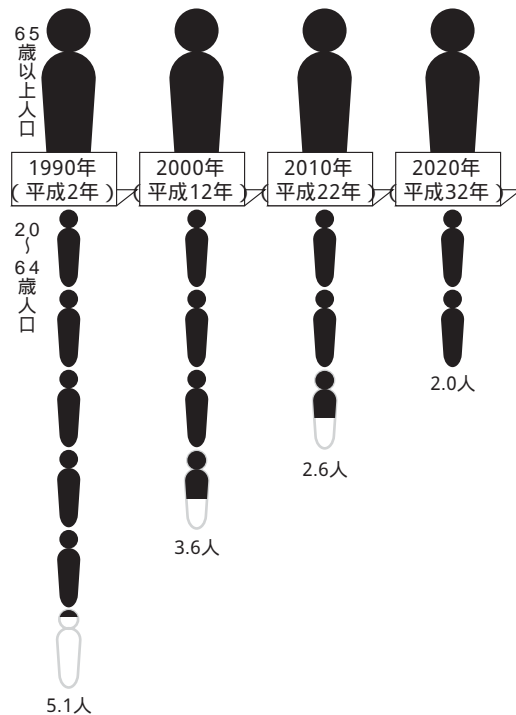
図表1 主要国の高齢者の割合

主要国	高齢者の割合
日本	20.0% (05年9月)
イタリア	19.2% (04年1月)
ドイツ	18.0% (03年12月)
フランス	16.2% (05年1月)
イギリス	16.0% (03年6月)

カッコ内は推計・調査時点

図表2

20~64歳人口の65歳以上人口に対する比率



2 国の収入の実態

国家財政の主要な財源である税収は、若干回復傾向にあるものの歳入全体の五三・五％にすぎず、四〇％（三〇兆円）以上も公債に頼っている状況が続いています（図表3）。

改善が見られるのは、法人税と消費税の収入が増加してきている点です。

3 消費税問題

諸外国と比べて、直接税である所得課税の比重が高いわが国では、今後の高齢化に備え消費税の負担を引き上げることが検討されています。

この場合、図表3でわかるように、現状の五％の消費税率で約一〇兆円なので、プライマリーバランス（財政均衡）を消費税で対応しようとすると、大幅な税率アップになりかねないことから、総合的な対策が政府に求められています。

4 三位一体の改革

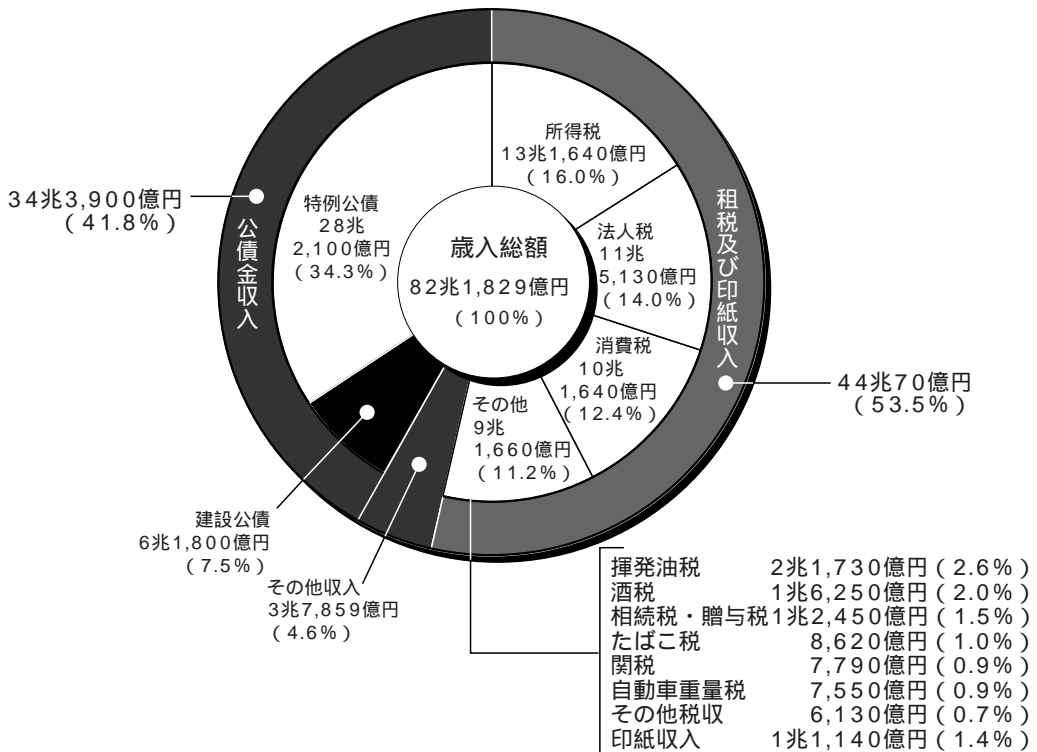
一方、地方自治促進の見地から、いわゆる三位一体の改革が、政府によって進められています。

三位一体の改革とは、地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるように、地方への国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の改革、の三つを一体的に行うというものです。

国から地方への税源移譲では、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方を見直すことが検討されています。

これらにより、所得税、個人住民税の税率が変更されます。法律改正が必要なためまだ確定していませんが、廃止される方針の定率減税とあわせ、来年（平成十九年）の税額表にも影響がでてきます。

図表3 国の収入(一般会計歳入) (平成17年度当初予算)



新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

会社法が、この5月から施行される予定です。この法律のポイントは、有限会社の新設が施行日以降認められなくなることで、最低資本金制度の撤廃です。既存の有限会社は株式会社とみなされる「特例有限会社」として存続できます。一方、既存の非公開の株式会社にとっては、取締役の人数や監査役の設置、取締役・監査役の任期の面で影響があります。

平成11年分から設けられた定率減税が本年分は半減されます。これに伴い、新しい源泉徴収税額表（月額・日額・賞与）が1月から適用されます。

注意したいのは、年金支給開始年齢である65歳までの雇用の確保を目的に、この4月から施行される改正高年齢者雇用安定法です。現行法では定年は60歳を下回ってはならないとされていますが、改正法では65歳未満の定年を定めている事業主に対して、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、のいずれかの措置が要求されています。ただし、この雇用確保措置をとらなければならない年齢は、いきなり65歳ではなく段階的に引き上げられ、平成19年3月までは62歳とされています。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

期首の在庫には注意！

Q

当社は、高級輸入家具の販売業者ですが、ここ数年、業績が落ち込み、多数の在庫を抱えています。消費税の仕入税額控除の計算方法を見直したいのですが、そのポイントを教えてください。なお、従来より簡易課税制度の適用を受けています。

A

簡易課税から原則課税に変更する場合には注意すべきポイントは、「期首の在庫は仕入税額控除

の対象とならない」ということです。ご質問のように多数在庫を抱えている場合は、その在庫は当期に販売される可能性が高いと思われます。消費税は、この売上に対して課税されますが、仕入れた商品の消費税は、簡易課税制度を適用していた課税期間に完結しています。

従って、変更を検討される際には、単に試算表を基にシミュレートするだけでなく、在庫商品も含めて考慮する必要があります。

税金
メモ

相続時精算課税方式を選択した後の少額贈与

Q 平成十六年中に父からの贈与について相続時精算課税制度を選択し、適用を受けています。平成十七年中に父から一〇〇万円、母から八〇万円の贈与を受けましたが、どのように申告すればよいのでしょうか？

A 母からの贈与については一〇万円の基礎控除額が今までどおり使えますが、父からの贈与につ

いては、すべて申告書を提出しなければなりません。つまり相続時精算課税制度を選択した親から受ける選択後の贈与は、金額の多少に関らず、すべての贈与について申告が必要となります。

なお、保険金の受取りや、資産の名義変更など、気づかないうちに税法上の贈与行為を行なっていないか注意が必要です。